

防防イ（事）第 3 4 号
令和 6 年 2 月 8 日

大臣官房長
各局長
各幕僚長 殿
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

事務次官
(公印省略)

日比円滑化協定（仮称）の実施に向けた作業チームの設置について
(通達)

標記について、別紙のとおり定められたので、遺漏なきよう措置されたい。

添付書類：別紙

日比円滑化協定（仮称）の実施に向けた作業チーム設置要綱

（設置）

第1 日比円滑化協定（仮称）の円滑かつ適切な運用に向け必要となる防衛省所管の法令等に係る検討及び協定実施のための取決め等の交渉その他の各種業務を行うため、当分の間、防衛政策局インド太平洋地域参事官の下に日比円滑化協定（仮称）の実施に向けた作業チーム（以下「チーム」という。）を置く。

（チームの構成等）

第2 チームは、チーム長、副チーム長、チーム長補佐及びチーム員をもって構成し、次に掲げる者をもって充てることとし、チーム長の命を受け、業務を実施する。

（1）チーム長 防衛政策局インド太平洋地域参事官

（2）副チーム長 防衛政策局国際政策課防衛協力制度企画室長

（3）チーム長補佐 防衛政策局インド太平洋地域参事官付総括班長

（4）チーム員 チーム長の指名する部員及び事務官等 10数名程度

陸上幕僚監部、海上幕僚監部又は航空幕僚監部の自衛官であって、それぞれ所属の幕僚長からチームの事務に従事することを命ぜられた者 それぞれ若干名

2 副チーム長は、チーム長を補佐し、チーム長が不在の場合又はチーム長から指示があった場合は、その職務を代行し、チームの事務を整理する。

3 チーム長補佐は、チーム員を指導監督し、チームの事務を整理する。

4 チーム員は、業務の進捗状況に応じ、関係部局と所要の連絡・調整を実施するものとする。また、関係部局は、チーム長から資料の提出その他の依頼があった場合は、これに協力するものとする。